

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第3項の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和6年5月30日

千葉県選挙管理委員会委員長 菊地 秀樹

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
清水 聖士	清新会	令和3年4月1日
山田 京子	山田京子と市民ネットワーク・わかば	令和5年12月31日
大谷 秀美	大谷ひでみ後援会	令和6年4月5日
布施 孝一	木村孝浩後援会	令和6年4月8日
黒澤 和泉	黒澤和泉と市民ネットワークみはま	令和6年4月21日